日 調 連 発 第 ５ ８ 号
平成２５年５月２７日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について（参考送付）

この度、岐阜会から別添のとおり、下記地方公共団体において標記制度が実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

記

各務原市（岐阜県）　　平成２５年６月１日から

別添

岐調発第３９号
平成２５年５月２４日

日本土地家屋調査士会連合会
会長　竹　内　八十二　様

岐阜県土地家屋調査士会
会長　若　園　知　明

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について（お知らせ）

平素より、本会の会務運営につきましては、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、標記制度が岐阜県各務原市において、平成25年6月1日より別紙のとおり施行される旨の通知がありましたので、お知らせいたします。

以上

別添



２５各民第１１６号
平成２５年５月２１日

岐阜県土地家屋調査士会
会　長　　若　園　知　明　様



岐阜県各務原市長　浅　野　健

各務原市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

平素より本市行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では事前に希望される方について、その方に係る住民票の写しや戸籍謄抄本等を本人の代理人や弁護士等の第三者に交付した場合に、その交付した事実を登録者本人に通知する制度を実施いたします。

つきましては、下記の場合については、通知の対象外といたしますので、よろしくお願いします。

なお、貴会所属の会員の皆様に周知いただくよう関係支部を通じて、本制度についてのご連絡をよろしくお願いします。

記

１．実施日：平成２５年６月１日
２．対象となる証明書
・住民票の写し及び住民票記載事項証明（除票含む）
・戸籍謄（抄）本（全部事項又は一部事項、除籍を含む
・戸籍の附票の写し（除附票含む）
３．対象外となる請求
・国又は地方公共団体の機関からの請求
・本籍及び筆頭者の記載を省略した住民票の写しの交付請求
・弁護士、司法書士等の特定事務受任者が、裁判・訴訟手続きや紛争処理についての代理業務に使用するための請求

担当：各務原市総務部市民課
住民記録係　寺田
TEL：058-383-1111（内線：2449）